

○厚生労働省告示第二百四十二号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ト並びに診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十一年五月一日から適用する。

平成三十一年四月二十六日

厚生労働大臣　根本　匠

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正）

第一条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正する。

第十 改 正 後	第一 厚生労働大臣が定める注射薬等
	<p>厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型 血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化 第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型 血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子 組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体 、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン 放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出 ホルモン誘導体、ソマトスタチナログ、顆粒球コロニー形 成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心 静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インター フェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、 グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト 、ヒトスマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析 を行つていてる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対 して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析 患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液 透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与 するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロ スタグラランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト 製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその 溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビゾマント製剤、 スマトリップタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキ シコドン製剤、ベタメタゾンリシン酸エステルナトリウム製剤、 デキサメタゾンリシン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾ</p>
第十 改 正 前	第一 厚生労働大臣が定める注射薬等
	<p>厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型 血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化 第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型 血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子 組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体 、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン 放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出 ホルモン誘導体、ソマトスタチナログ、顆粒球コロニー形 成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心 静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インター フェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、 グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト 、ヒトスマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析 を行つていてる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対 して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析 患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液 透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与 するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロ スタグラランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト 製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその 溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビゾマント製剤、 スマトリップタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキ シコドン製剤、ベタメタゾンリシン酸エステルナトリウム製剤、 デキサメタゾンリシン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾ</p>

(傍線部分は改正部分)

二
(略)
ンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポン
プ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製
剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤
、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルス
コポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・
グリシン・L-システィン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、
エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つてい
る患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に
限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つ
ている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用す
る場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘ
パリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒ
ネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤
、メトレープチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4処理酸性人
免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬
、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する
場合に限る。）、アスピターゼアルファ製剤、グラチラマ
酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤
、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イ
キセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカ
チバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤及びヒドロ
モルファン塩酸塩製剤

二
(略)
ンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポン
プ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製
剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤
、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルス
コポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・
グリシン・L-システィン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、
エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つてい
る患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に
限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つ
ている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用す
る場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘ
パリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒ
ネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤
、メトレープチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4処理酸性人
免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬
、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する
場合に限る。）、アスピターゼアルファ製剤、グラチラマ
酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤
、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イ
キセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカ
チバント製剤及びサリルマブ製剤

（特掲診療料の施設基準等の一部改正）

第二条 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算 、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略)</p> <p>サリルマブ製剤</p> <p>デュピルマブ製剤</p>	<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算 、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略)</p> <p>サリルマブ製剤</p>